

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成17年10月13日(2005.10.13)

【公開番号】特開2001-254794(P2001-254794A)

【公開日】平成13年9月21日(2001.9.21)

【出願番号】特願2000-69961(P2000-69961)

【国際特許分類第7版】

F 16 H 15/38

【F I】

F 16 H 15/38

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月6日(2005.6.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

この様にケーシング42の内面に凸部45を形成した事に伴い、この凸部45に対向する部分には、上記凹部44をその先端面43bに形成した枢軸5aを有する、上記他方のトラニオン6bしか組み付ける事ができない。言い換えれば、その先端面43aを平坦面とした枢軸5を有する、上記一方のトラニオン6aを、上記凸部45に対向する部分に組み付ける事はできない。従って、上記他方のトラニオン6bを上記凸部45に対向する部分に組み付けない限り、上記1対のトラニオン6a、6bを上記ケーシング42内に組み付ける事はできない。上記他方のトラニオン6bを上記凸部45に対向しない部分に組み付ける事は可能ではあるが、上記1対のトラニオン6a、6bを含む、トロイダル型無段変速機1台分の主要部品は、部品加工メーカーから単一の通り箱等に収納して、組立工場に送られる。従って、上記他方のトラニオン6bが上記凸部45に対向する部分に組み付けられない限り、そのまま過った組み付け状態のまま、トロイダル型無段変速機の組立を完了する可能性はない(一方のトラニオン6aが組み付けられずに余る)。